

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年11月28日

京都市長 門 川 大 作

1 入札に付する事項

(1) 賃借件名

平成30年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借（京都市立加茂川中学校
他 計18校及び学校事務支援室）

(2) 賃借案件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 賃借期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおりに

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成29年11月21日付け京都市告示第464号（以下「告示」という。）に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付

公告の日から平成30年12月12日（水）まで、下記(1)のウェブページに掲載するとともに、下記(2)の場所においても、無償で交付する。

なお、下記(2)の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

(1) 京都市行財政局財政部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

(2) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課

電話 075-222-3315

4 入札方法等

(1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カード

をいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。)

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。)

- (2) インターネット利用者は、5(1)により一般競争入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないといけない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに一般競争入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(平成30年12月12日(水)午後5時までに、3(2)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。)は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。))。
- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (4) 入札金額は、1(3)の賃借期間における総価を入力又は記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の賃借期間に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力又は記入すること。ただし、品名ごとの小計については、品名ごとの予定価格を上回らないようにすること。
- (5) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあっては名称)の公表は行わない。
- (6) 予定価格は、次のとおりとし、品名ごとの予定価格等については、別紙「契約依頼明細書」のとおりとする。

なお、下記の予定価格、予定単価とも消費税及び地方消費税相当額を含まない。

予定価格 182,100,000円

5 事前確認資格の確認の手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、次の表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に申請書を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。	公告の日から平成30年12月12日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。
端末機利用者及び郵便利用者	3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から平成30年12月12日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場

合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう平成30年12月26日（水）までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	平成30年12月26日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
平成30年12月28日（金）午後5時	平成31年1月7日（月）

6 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を6(2)の表の提出期限までに、3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 市長は、6(1)による質問を受けたときは、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を、3(1)のウェブページに掲載するとともに、3(2)の場所において閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

提出期限	回答期日
平成30年12月12日（水）午後5時	平成30年12月26日（水）

7 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	平成31年 1月 8日（火） 9日（水） 10日（木） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	平成31年 1月 8日（火） 9日（水） 10日（木） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(2)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続をすること。

(2) 書留郵便による入札期間

平成31年1月10日（木）午後5時までに、3(2)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

平成31年1月11日（金）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を7(2)の期間までに、書留郵便により3(2)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を

行う。

8 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

9 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

10 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、平成31年1月11日（金）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 落札決定の通知等

- (1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後 1 時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から 5 日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から 5 日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後 1 時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3 箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として徴収する。

12 入札の無効

(1) 規則第 6 条の 2 各号（第 3 号及び第 13 号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第 6 条の 2 第 14 号

に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

13 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

14 その他

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、本市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、本市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に本市が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を本市に請求することはできない。
- (3) 契約者は、前項の規定に定めるもののほか、本市がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。
- (4) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

(7) 契約書作成の要否 要

契約書は京都市標準契約書を使用する。

(8) 2 (2) アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

(10) 本公告に関する問合せ先 3(2)の交付場所に同じ。

15 Summary

(1) Nature of the products to be leased:

Lease of educational Network computers for schools (Kamogawa junior high school etc.) 1 set

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant document for the qualification: 12 December , 2018

(3) Time-limit of tenders: 5:00p.m. 10 January , 2019

(4) Contact point for the notice:Contract Section,Finance Division,
Administrative and Budgetary Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike,Nakagyo-ku,Kyoto 604-8571, Japan
Phone 075-222-3315

(5) Inquiries will only be accepted in Japanese

(行財政局財政部契約課)

入 札 説 明 書

(平成30年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借
(京都市立加茂川中学校他 計18校及び学校事務支援室))

一般競争入札の実施（平成30年11月28日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 賃借件名

平成30年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借（京都市立加茂川中学校
他 計18校及び学校事務支援室）

(2) 賃借案件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 賃借期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成29年11月21日付け京都市告示第464号（以下「告示」という。）に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行ってい

る者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

- (1) 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を 3(2)の表の提出期限までに、下記の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎 1 階

京都市行財政局財政部契約課

電話 075-222-3315

- (2) 市長は、3(1)による質問を受けたときは、下記アの表の回答期日までに質問に対する回答書を、下記イのウェブページに掲載するとともに、3(1)の場所において閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

ア 提出期限及び回答期日

提出期限	回答期日
平成30年12月12日（水）午後5時	平成30年12月26日（水）

イ 京都市行財政局財政部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

4 入札方法等

- (1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（本市に提出

済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。)

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。)

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。)

(2) インターネット利用者は、5(1)により一般競争入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに一般競争入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(平成30年12月12日(水)午後5時までに、3(1)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。)は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

(3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(4) 郵便利用者は、5(2)の通知に際し送付する入札書を使用すること。また、入札書は二重封筒にして封入することとし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「1月11日開札 平成30年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借(京都市立加茂川中学校他 計18校及び学校事務支援室)の入札書」と記載し、裏面に入

札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載し、外封筒には「1月11日開札 平成30年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借（京都市立加茂川中学校他 計18校及び学校事務支援室）の入札書在中」と記載したうえ、封印すること。

- (5) 入札金額は、1(3)の賃借期間における総価を入力又は記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の賃借期間に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力又は記入すること。ただし、品名ごとの小計については、品名ごとの予定価格を上回らないようにすること。
- (6) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。
- (7) 予定価格は、次のとおりとし、品名ごとの予定価格等については、別紙「契約依頼明細書」のとおりとする。

なお、下記の予定価格、予定単価とも消費税及び地方消費税相当額を含まない。

予定価格 182, 100, 000円

5 事前確認資格の確認の手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、次の表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出方法等

第1	第2	第3

インターネット 利用者	申請書については、京都市電子入 札システムにおいて必要事項を入 力し、送信すること。	公告の日から平成30年1 2月12日（水）まで（休 日を除く。）（ただし、持 参の場合は、正午から午後 1時までを除く。）。
端末利用者及び 郵便利用者	3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を 到着させること。	公告の日から平成30年1 2月12日（水）まで（休 日を除く。）の午前9時か ら午後5時まで（但し、持 参の場合は、正午から午後 1時までを除く。）。

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入
札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場
合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムに より確認するよう平成30年12月26日 （水）までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	平成30年12月26日（水）までに、一般競 争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格
がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を
受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(1)の場所へ持参し提出
しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後
1時から午後5時までに限る。）。市長は、書面の提出があったときは、同表の発

送期日の月日までに書面による回答を送送する。

提出期限	発送期日
平成30年12月28日（金）午後5時	平成31年1月7日（月）

6 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	平成31年 1月 8日（火） 9日（水） 10日（木） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	平成31年 1月 8日（火） 9日（水） 10日（木） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(1)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続をすること。

(2) 書留郵便による入札期間

平成31年1月10日（木）午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

平成31年1月11日（金）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を6(2)の期間までに、書留郵便により3(1)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を行う。

7 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

8 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、平成31年1月11日（金）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後 1 時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から 5 日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から 5 日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限り。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後 1 時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3 箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

(1) 規則第 6 条の 2 各号（第 3 号及び第 13 号を除く。）に定めるもののほか、申請書

その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したと

きは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった者が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

12 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

15 入札及び契約に関する問合せ先 3(1)に同じ。

16 その他

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、本市は、

翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

- (2) 前項の規定により、本市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に本市が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を本市に請求することはできない。
- (3) 契約者は、前項の規定に定めるもののほか、本市がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (6) 提出された資料は、返却しない。

契約仕様書（リース用）

教育委員会総務部
学校事務支援室
(担当：今西 保利 841-3505)

件 名	平成 30 年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等賃借 (京都市立加茂川中学校他計 18 校及び学校事務支援室)
契約期間	平成 31 年 3 月 1 日～平成 36 年 2 月 29 日 (5 年間)
契約条件	1 支払方法 (1) 機器リース料及び機器保守料の合計金額を毎月均等払いとする。 (2) 請求に基づき、毎月 1 日以降に前月分を支払う。端数が生じた場合は、平成 31 年 3 月分に合算して支払う。 2 期間満了後の物件の取扱い 本市無償譲り受け 3 リース対象機器及び納入場所 (1) 対象機器 本仕様書に基づき、受注者が納入する全機器 (2) 納入場所 京都市立加茂川中学校他計 18 校（以下「納入校」という。）及び学校事務支援室（【別紙 8】参照） 4 保守管理 含む (1) 対象機器 本仕様書に基づき、受注者が納入する全機器 (2) 対象システム 納入時に、京都市の指示により行った機器及びソフトの設定を元とする。 (3) 履行場所 納入校及び学校事務支援室（【別紙 8】参照） (4) 対応曜日及び時間 ア 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。（校内行事での使用等により機器を緊急に復旧させる必要がある場合は、前述の時間以降の対応も行うこと。）ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の休日並びに夏季及び冬季の一斉閉鎖日（以下「休日等」という。）は除く。 イ 故障等発生連絡を京都市から受けたときは、1 時間以内に当該納入校に連絡を入れること。ただし、午後 4 時 30 分以降に連絡を受けた案件については、当日の午後 5 時 30 分までに連絡を入れること。 ウ 前記の連絡した日を含めて 3 日以内（ただし、「休日等」は除く。）に作業員を派遣し、故障箇所の修理に着手すること。ただし、サーバ関連機の故障等緊急を要するものについては、可能な限り早急に対応すること。また、教育活動に支障のない場所及び時間帯において作業を行うこと。 (5) 保守内容 ア 故障等発生連絡に基づき、上記（4）に従って作業員を現地に派遣し、機器

	が正常に作動するよう当該故障及びシステムの不具合からの復旧を図ること。 イ 故障等発生時には京都市教育ネットワーク（以下「光京都ネット」という。ネットワーク概要図は【図 1】参照。）のサポートデスクが受注者に連絡する。 ウ 機器及びシステムの修理に関しては可能な限り現地での修復に努めること。故障内容によりやむを得ず引き上げて修理する必要がある場合は、当該納入校と協議のうえ、場合によっては代替機の設置などの対応を行うこと。 エ 保守対象機器にインストールされている OS 及びアプリケーションソフトに不具合が発生した場合や、ハードディスクの故障等でディスクの交換が必要になった場合は、受注者が再セットアップすること。ただし、納入校が納入時以降に独自にインストールしたソフトやデータ等は対象外とする。リカバリーソフトについては、【別紙 2】を参照すること。 オ 機器の故障等により部品の交換が必要になった場合は、受注者が費用を負担すること。 カ 校内 LAN 教室タブレット、校内 LAN 教職員機及び校内 LAN サーバについては、それぞれ、本契約期間中は同一機種であることとし、保守対応等による後継機種への変更は認めない。 キ リース期間内の OS 及びソフトウェアのバージョンアップに関連して生じた不具合については、別途、京都市と協議を行うこと。 (6) 修理期間 原則として、京都市から故障等発生の連絡を受けた日から 2 週間以内とする。2 週間を超える場合は、当該納入校との協議により決定する。 (7) 保守対象外の作業 ア 下記 8 を除く導入機器の増設、移設及び撤去に関する作業並びに立会い イ ユーザの要求による導入機器の改造 ウ 導入機器の日常の清掃、点検及び運転 エ カートリッジ、下記 7 を除くバッテリー等消耗品の供給 オ 天災、地変により生じた故障の修理 カ 飲食物の付着等機器の不適切な取扱いによる故障の修理 キ 納入校のアプリケーション追加によるエラー等発生原因の調査 ク 導入機器外部の電気作業及び導入機器に関する回路接続のための立会い ケ 受注者との連絡なしに学校がネットワーク接続等を変更したことにより生じたトラブル (8) その他 別添「電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書」の内容を遵守すること。 なお、同共通仕様書において「契約書第 4 条第 1 項」とあるのは「契約書第 5 条第 1 項」、「契約書第 8 条第 1 項第 1 号」及び「契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」とあるのは「契約書第 10 号第 1 項第 1 号」と読み替えて適用する。 5 納入条件 (1) 機種選定 ア 各納入物品（品目別）は、全台同一機種で納入すること。
--	--

	イ 全ての機器及びソフトウェアは、納入前に納入物のカタログ等を提出し、京都市の承認を得たものに限る。 (2) 設置場所 納入校及び学校事務支援室 (3) 設置、設定及び展開作業等 ア 全て受注者が行い、本仕様書に基づき、受注者が納入する全機器の設置、設定及び展開作業を行うこと。 イ 搬入に伴う梱包材等の廃棄物等の処分及び作業を行う教室内の清掃は、受注者が適切に行うこと。 (4) 納期 賃貸借契約開始日までに、納入校及び学校事務支援室において、全ての機器が既存の光京都ネット（学習系及び事務系）で利用できるように設定したうえで、納入すること。 (5) 完了報告 ア 設置時に、各納入校で納入確認一覧表に受領印を受け、設置完了後に京都市に提出すること。納入確認一覧表の様式は別途指示する。また、不備な点については京都市の指示どおり期日までに改善すること。 イ 機器の設定作業を終了し、指定場所に納入を完了した後、全ての機器についての設定情報を記した報告書を、紙及び電子データで各 2 部、京都市に速やかに提出すること。 6 ウィルス対策ソフトウェアについて 本契約内の作業としてインストールしたトレンドマイクロ社製ウイルスバスター Corp, Trend Micro Control Manager Agent が正常に動作するように、本契約期間中にインストールしたバージョンのメーカーサポートが切れた場合には、京都市と協議のうえ適切にアップデート作業を行うこと。 7 タブレットのバッテリー交換作業 今回導入する校内 LAN 教室タブレットについては、本契約期間中に 1 回、京都市が指定する期間にバッテリーの交換作業を行うこと。作業場所は、納入校及び学校事務支援室それぞれの建物の一室とする。作業実施に伴いタブレットの回収が必要な場合は、別途各納入校と協議のうえ作業期間を決定すること。 8 学級数増減に伴う導入機器移設作業 本契約期間内において、各納入校の学級数の増減により校内で導入機器台数の変動があった場合には、京都市の指示に基づき納入校間での導入機器移設作業を行うこと。移設は「校内 LAN 教室タブレット」、「普通教室無線アクセスポイント」、「普通教室スイッチングハブ」及び「校内 LAN 教職員機」を対象とし、移設に伴う各納入校の個別設定及び校内 LAN サーバの追加設定作業も行うこと。 なお、各納入校内の教室移動に伴う導入機器移動は含まないものとする。 9 再委託 本件の受注者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に申請し、その承認を得ること。 10 その他 (1) 研修
--	---

	ア 納入校の教員を対象とした、納入機器の操作方法に関する研修を平成 31 年 4 月下旬までに行うこと。具体的な実施の日は京都市と別途調整を行うこと。 イ 研修は、光京都ネット学習系にあるコンテンツを利用して行うこと。光京都ネット学習系の活用方法については京都市から伝達する。 ウ 納入校の対象者を集めての集合研修を同内容で 2 回（1 回あたり 2 時間程度）、それぞれ異なる期日に行うこと。 エ 研修場所は納入校の中から京都市が指定し、導入した機器を利用して研修を行うこと。 オ 研修の講師は、学校現場に対するインストラクションの経験を持つ者とし、京都市が事前に提示した研修内容を十分に習得したうえで、研修を行うこと。 カ 研修のテキストは、京都市と協議のうえ内容を決定し、受注者が必要数（計 600 部程度を予定。1 部 60 ページ程度）を作成し、研修時に受講者に配布するとともに、納入校及び学校事務支援室に配布すること。また、電子データでも京都市に納入すること。 (2) 契約条件 この契約は、「長期継続契約」とする。 第 1 条 京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。 2 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に京都市が受注者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を京都市に請求することはできない。 3 受注者は、前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

電子計算機による事務処理等（機器保守） の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第1条 この電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（機器保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第2条 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 個別仕様書において保守対象として定めるもの（以下「保守対象機器」という。）
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第5条 乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又

は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第 10 条** 乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
 - 3 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
 - 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
 - 5 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
 - 6 乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
 - 7 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
 - 8 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
 - 9 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の

承諾を得た場合は、この限りでない。

- 10 乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 12 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 13 乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

（データ等の廃棄）

- 第11条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容について、書面により甲に報告すること。

（監督）

- 第12条** 乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生のお知らせ）

- 第13条** 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

- 2 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第14条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第15条 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものとする。
- 4 甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、第3項に定める作業報告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契

約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(かし担保責任)

第18条 甲は、保守対象機器にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。

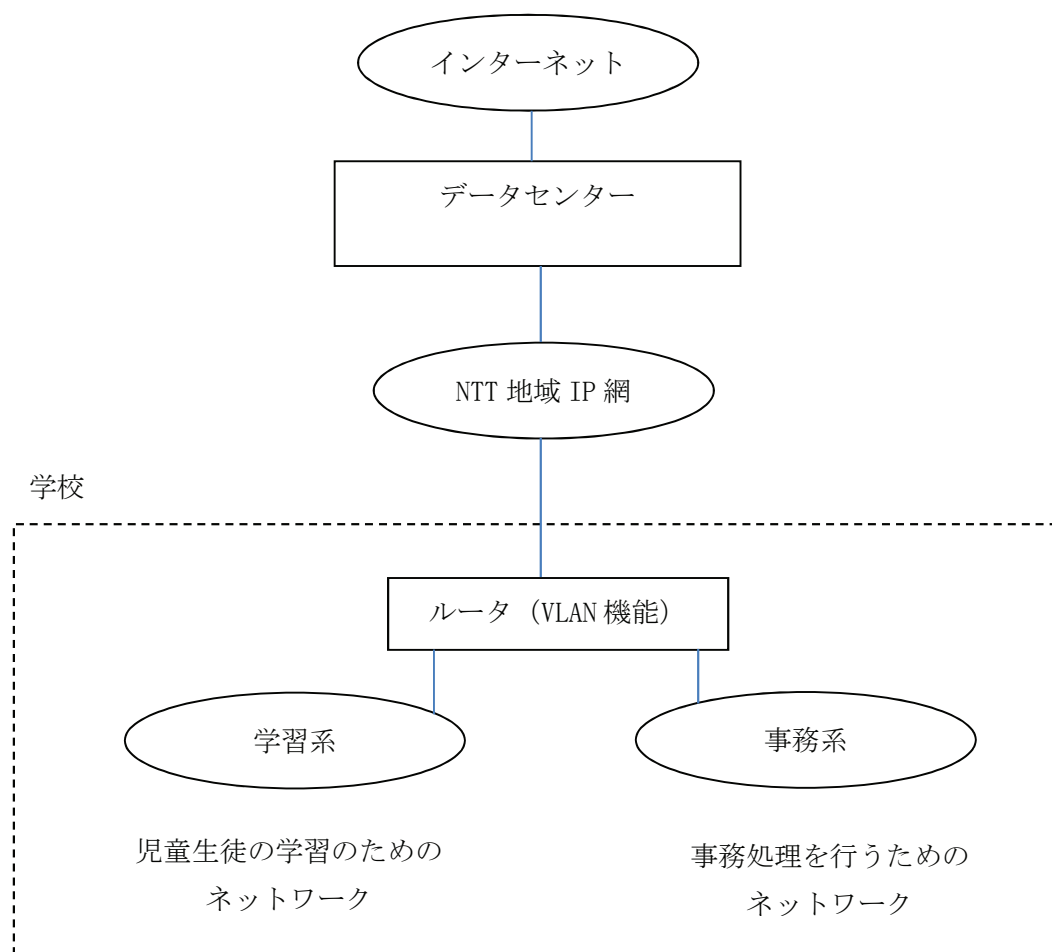
- 2 甲が、甲の定めた履行期限までに、乙によるかしの修補が困難なため、契約をした目的を達することができないと認めるときは、約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、保守対象機器のかしが支給品、貸与品又は甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその支給品、貸与品又は甲の指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 4 前3項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、当該かしについて、第15条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から2年以内に行うものとする。

(作業実施場所における機器)

第19条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

【図 1】



機器納入時の設置、設定及び配線等

項目名	作業内容等
(1) 不正 PC 接続検知・排除機能	① 今回、無線システムを刷新するに当たり、学校既存インターネットサーバが備えている「不正 PC 接続検知・排除機能」を使用し、セキュリティの強化を行う。 ② 既存インターネットサーバのメーカーから「不正 PC 接続検知・排除機能」ライセンスを取得し導入すること。（安川情報システム(株)：NetSHAKER 京都市版） ③ 別途、京都市が提供する各学校の継続使用機器リストをもとに、既存機器及び新規導入機器が学習系 LAN に接続できるように設定すること。 ④ 上記に係るライセンス料及び作業費用は、全て受注者の負担とする。
(2) 無線システム	① セキュリティ機能については、京都市と協議のうえ、内部及び外部共に不正なアクセスがされないように暗号化等の設定を行うこと。 ② 無線の設定はチャンネル干渉が起こらないよう適切に行うこと。既存無線アクセスポイントがある場合は、可能な限り考慮すること。
(3) 普通教室	① 各学校が指定する普通教室等に、「普通教室無線アクセスポイント」を 1 台ずつ設置すること。各教室等のテレビスタンドに耐震ゲル又はマジックテープなどで設置し、落下しないようにすること。 ② LAN ケーブルを必要数用意し、各教室内の情報コンセントから「普通教室スイッチングハブ」に接続し、そこから「普通教室無線アクセスポイント」及び既存 IP フォンに接続すること。既存 IP フォンへの LAN 配線については、既存配線を流用してもよい。 ③ 「普通教室無線アクセスポイント」の「動画転送機能」部分と既存デジタルテレビとを 1.5m 以上の HDMI ケーブルを利用して接続すること。 ④ 既存のデジタルテレビには既存のノート型パソコンが繋がっているが、ノート型パソコンを取り外し、撤去できる状態にすること。ノート型パソコンには、セキュリティワイヤー、HDMI ケーブル及び LAN ケーブルが束ねた状態で接続されているので、これらも取り外し束ねておくこと。
(4) 校内 LAN サーバ	① 各学校が指定する場所に設置し学習系 LAN に接続すること。 ② 既存サーバ内の指定するフォルダのデータを新規サーバに移行すること。 ③ 必用な配線（LAN 及び電気）を用意し接続すること（スイッチングハブは既存のものを流用してもよい。）。 ④ 学習系 LAN の校内サーバとしての設定を行い、京都市から指示する機能、グループポリシー、フォルダ共有機能及びシャドウコピーの設定を行うこと。また、ウェブサーバ機能及びメディアサーバ機能の設定を追加すること。 ⑤ 京都市が保有するトレンドマイクロ社製ウイルスバスター Corp, Trend Micro Control Manager Agent をインストールし、光京都ネットサポートデスクから監視ができるよう設定を行うこと。また、クライアントの自動アップデートのタイミングについて、京都市が指定する方法に従って設定を行うこと。設定後は、各学校で確実に監視が行われていることの確認を光京都ネットサポートデスクに依頼すること。 ⑥ 今回導入する「校内 LAN サーバ」と既存の PC 室サーバとの間で、互いの共有フォルダが見えるように設定すること。 ⑦ 今回導入する「校内 LAN 教職員機（事務系）」から「校内 LAN サーバ（学習系）」のデータが読み書きできるように設定すること。既存の事務系 LAN 接続パソコン（2～4 台）についても同様に、当該サーバへの接続等ができるようにすること。 ⑧ その他サーバに導入するサービスについては京都市の指示に従うこととし、ネットワーク設定については、既存環境を調査のうえ、京都市に提案し、了解を得ること。 ⑨ WSUS 機能を設定し、クライアント用の Windows OS 及び Office のアップデートが自動で行えるように設定すること。ネットワーク上位に WSUS サーバが設置されているため、WSUS サーバの多段構成を行うこと。アップデートのトリガーは、クライアント機の起動時又は終了時とし、アップデートの実行操作はクライアント側が

	行うものとする。
(5) サーババックアップシステム	① 今回調達する「校内 LAN サーバ」に接続し、ソフトウェアのインストールを行うこと。 ② バックアップ時に異常を感知した場合に、メールで通知する設定を行い、宛先は保守管理業者、送信サーバは学校既存のインターネットサーバを指定すること。 ③ メール送信の実施に当たり、学校既存のインターネットサーバの設定変更が必要となる場合、京都市及びインターネットサーバの保守管理業者と協議のうえ、変更内容を決定すること。また、当該設定変更については、保守管理業者に依頼すること。なお、設定変更にかかる費用については全て受注者負担とする。 ④ 導入後 1 年間のメーカー問合せが可能なメンテナンス契約を付けること。
(6) 校内 LAN 教室タブレット	① 学習系 LAN に無線接続し、指定されたファイル及びインターネット等が使えるよう設定を行うこと。また、学習系 LAN 内のコンテンツを閲覧できるようにプラグイン等の設定を行うこと。 ② 今回調達するソフトウェアの他に京都市がライセンスを所有するソフトウェア及び指定するフリーソフト（10 本程度）をインストールすること。 ③ 「普通教室無線アクセスポイント」の「動画転送機能」にてタブレットの映像を既存のデジタルテレビ及びタブレットの両方同時に出力できるようにすること。音声はタブレット又は既存のデジタルテレビのどちらかから出力できるようにすること。 ④ サーバの WSUS 機能と連携して OS のアップデートを自動更新できるように設定すること。
(7) 校内 LAN 教職員機	① 職員室内の各学校が指定する場所に設置したうえで事務系 LAN に接続し、指定されたシステム、インターネット等が使えるよう設定を行うこと。設定に当たっては、京都市事務系パソコンに準拠した設定（【別紙 3】(2) 展開作業（事務系機）参照）を行うこと。 ② 今回調達するソフトウェアの他に京都市がライセンスを所有するソフトウェア及び指定するフリーソフト（10 本程度）をインストールすること。 ③ 必用な配線（LAN 及び電気）及びスイッチングハブ等については既存のものをそのまま流用してもよい。 なお、各学校には【別紙 5】に記載している台数分の LAN 配線が行われている状態であることを留意すること。また、各学校において本調達以外のパソコンを継続して使用することを希望する場合は、使用できる状態が維持できるように留意すること。（1 校あたり、パソコン 2～5 台程度） ④ 今回調達する「職員室モノクロプリンタ」及び各学校既存の 2～4 台の事務系 LAN 接続プリンタからネットワーク出力できるように設定を行うこと。
(8) 職員室 モノクロプリンタ	① 職員室内の指定する場所で利用できるように、事務系 LAN に接続すること。 ② 事務系 LAN から印刷できるように設定すること。 ③ 必用な配線（LAN 及び電気）及びスイッチングハブ等については既存のものをそのまま流用してもよい。 ④ 各学校既存の事務系 LAN 接続パソコンでも、印刷が可能となるために必要な設定作業方法を記載した作業手順書を電子データで作成し、提出すること。
(9) 職員室無線アクセスポイント	① 職員室の天井又は壁面に「職員室無線アクセスポイント」を設置すること。 ② 既存学習系 LAN に「PoE ハブ」を接続し、そこから「職員室無線アクセスポイント」に配線すること。 ③ 「校内 LAN 教室タブレット」を職員室に持ち込めば、学習系 LAN に接続できるように設定すること。 ④ 洛友中学校及び近衛中学校においては第 2 職員室にも上記設定を行うこと。

機器仕様明細書

品目	仕様等
(1) 普通教室無線アクセスポイント	<無線機能>
	①802.11a/b/g/n (5GHz帯はDFSにも要対応) に対応していること (5GHz/2.4GHzの切替式でも可)
	②WPA2-PSKセキュリティに対応していること
	③Any接続拒否 (ステルスSSID) 機能があること
	④タブレット端末などの子機が2台以上接続できること
	⑤5GHz/2.4GHz帯 共通アンテナを2本以上装備すること
	⑥GiGa対応LANポートを1基以上搭載していること
	⑦ルーター機能を有する場合は、停止することができること
	<動画転送機能>
	①HDMIを1基以上搭載していること
	②USBポート (USBリダイレクト機能対応) を1基以上搭載していること
	③動画及び静止画の投影時、動画・静止画のモード変更等なく遅延なくミラーリング提示が行える機能を有していること
	④動画と音声はずれないハードウェア構成になっていること
	⑤画像提示の解像度はFullHDに対応していること
	⑥投影支援ソフトウェアは、先生用及び生徒用の2種類を用意し、校内LAN教室タブレットにインストールを行うこと。
	○先生用ソフトウェア ・タブレット画面を大型ディスプレイ (プロジェクタ) に投影・停止できること ・参加している生徒のタブレット画面が先生タブレットに一覧表示されること ・参加している生徒のタブレット画面に、設定したメッセージの表示が可能であること (「黒板に注目」など) ・先生コントロールで一覧の中から任意の生徒画面をタップすることで、当該生徒画面を大型ディスプレイ (プロジェクタ) に投影できること ・一覧表示している生徒画面の中から複数を選択して大型ディスプレイ (プロジェクタ) に分割表示が可能なこと ・ペンツールでわかりやすくマーキングしたり、画面履歴の保存も可能であること
	○生徒用ソフトウェア ・先生用ソフトウェアに参加後、先生用ソフトウェアからの制御を受けられること
	⑦Windows10に対応していること
	⑧デジタルテレビ等との接続のため、HDMIケーブル1.5m以上を取り付けること
	<納入条件>
	①上記の無線機能及び動画転送機能を複数の機器で満たしてもよい。ただし、その場合は動作が保証される同一メーカーの機器同士であることとする。

品目	仕様等
(2) 普通教室スイッチングハブ	①100BASE-TX対応であること
	②LANポートを5ポート以上装備すること
	③Auto-Negotiation機能, Auto-MDIX 機能を有すること
	④メタル筐体であること
	⑤壁面にねじ止め、又はマグネットで設置ができること
	⑥電源内蔵であること (ACアダプタは不可とする)

品目	仕様等
(3) 職員室無線アクセスポイント	①802.11a/b/g/n (5GHz帯はDFSにも要対応) に対応していること (5GHz/2.4GHzの切替式でも可)
	②WPA2-PSKセキュリティに対応していること
	③802.1QのタグVLANに対応していること
	④タブレット端末などの子機が23台以上接続できること
	⑤Any接続拒否 (ステルスSSID) 機能があること
	⑥複数段階の電波出力設定を有していること

	⑦GiGa対応LANポートを1基以上搭載していること
	⑧無線LAN環境の管理、一括設定、一括バージョンアップが行える管理ソフトウェアに対応すること。
	⑨PoE受電に対応すること

品目	仕様等
(4) PoEハブ	①前述の(3) 職員室無線アクセスポイントに電源が供給できること
	②1000BASE-T対応であること
	③GiGa対応LANポートを5ポート以上装備すること
	④Auto-Negotiation機能, Auto-MDIX 機能を有すること
	⑤メタル筐体であること
	⑥壁面にねじ止め, 又はマグネットで設置ができること
	⑦電源内蔵であること (ACアダプタは不可とする)

品目	仕様等	
(5) 校内LAN教室タブレット	①CPU	インテル(R) Celeron又はAtomプロセッサとする
	②主記憶装置 (メモリ)	4GB以上
	③フラッシュメモリ 又はSSD	64GB 以上
	④音源	ステレオスピーカ内蔵
	⑤ディスプレイ	10.1型以上 タッチパネル 1,920×1,080ドット以上であること 保護 (強化) ガラスを内蔵又は保護フィルターを貼り付けること
	⑥インターフェース	USB3.0以上×合計2ポート以上 (タイプCでも可), HDMIポート×1以上 (microHDMIポートでも可。USB変換アダプタの用意でも可)
	⑦無線LAN	IEEE802.11ac/a/b/g/n準拠に対応すること BluetoothVer 4.1以上に対応すること
	⑧入力装置	専用タッチペンを添付すること マイク内蔵 前面カメラ: 約192万画素以上 背面カメラ: 約500万画素以上
	⑨OS	Windows 10 Pro 64ビット
	⑩バッテリー駆動時間	約12時間 (JEITA 2.0準拠) 以上
	⑪キーボード	USB接続, 日本語 (かな表記付き), 109キー以上
	⑫省電力及び環境配慮 (タブレットに関して)	「PCグリーンラベル」, 「グリーン購入法」 又は 「エコマーク」 の各基準のいずれかに適合

品目	仕様等	
(6) 校内LAN教職員機	①CPU	インテル(R) Celeron3865U以上
	②主記憶装置 (メモリ)	8GB以上
	③ハードディスク	内蔵500GB (Serial ATA) 以上
	④ネットワーク	・ 標準で内蔵 ・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに対応 ・ Remote Power On又はWake On LANに対応
	⑤音源機能	High Definition Audioに対応, ステレオスピーカ内蔵
	⑥内蔵ディスプレイ	・ 15型以上のワイド型TFTカラー液晶画面 ・ 解像度1,366×768ドット (1,677万色) 以上
	⑦ポインティングデバイス	スライドパッドを標準装備 (外付け不可)
	⑧PCカードスロット	・ 1スロット以上 ・ PC Card Standard準拠のCard Bus又はExpressCardに対応
	⑨インターフェース	USB×4以上, 外部ディスプレイコネクタ (アナログRGB, ミニD-sub15ピン) ×1以上, HDMI×1以上, マイク及びヘッドホン端子×1以上

	⑩OS	Windows 10 Pro 64ビット
	⑪キーボード	日本語キーボード（JIS配列又はOADG準拠キーボード）
	⑫省電力及び環境配慮（パソコンに関して）	「PCグリーンラベル」，「グリーン購入法」又は「エコマーク」の各基準のいずれかに適合
	⑬その他	・バッテリー及びLANを同時搭載 ・セキュリティ維持のため，モデム，無線LAN及びメモリーカードスロットは内蔵していないこと ・メモリーカードスロットを内蔵している場合は，物理的に使用できないようにすること

品目	仕様等	
(7) 職員室 モノクロプリンタ	①印刷方式	レーザー方式
	②用紙サイズ	A3～A5，はがき及び封筒の印刷が可能
	③解像度	1200dpi×1200dpi相当以上
	④印刷速度	1分間でA4サイズ（片面）で最大35枚以上
	⑤インターフェース	・USB×1以上及びLAN×1以上を同時に備えること ・LANは，100BASE-TX/10BASE-Tに対応すること
	⑥対応OS	Windows 7/8/8.1/10
	⑦給紙容量	普通紙250枚以上×2段以上（増設トレイの利用でも可）
	⑧両面印刷	自動両面印刷に対応
	⑨省電力及び環境配慮	「グリーン購入法」及び「エコマーク」の各基準のいずれかに適合
	⑩その他	・有寿命部品（有償）を定期的に交換したうえで約60万枚の耐久性を持つこと ・初期納入品以外に，トナーカートリッジを1校につき1本ずつ添付すること ・カートリッジに複数の異なるサイズがある場合は，大容量サイズを添付すること

品目	仕様等	
(8) 外付け 光学式ドライブ	①読出し	CD読み込み最大24倍及びDVD読み込み最大8倍
	②書込み／書換え	以下の媒体に書き込み可能 CD-R，CD-RW，DVD±R（1，2層），DVD±RW及びDVD-RAM
	③インターフェース	USB3.0接続に対応すること

品目	仕様等	
(9) 校内LAN プロジェクタ	①明るさ	3,300ルーメン以上
	②画素数	1,280ドット×800ライン以上
	③アスペクト比	16：10又は16：9
	④コントラスト比	2000：1以上
	⑤投射レンズ	ズーム1.1倍以上，手動フォーカス
	⑥投射距離	60インチスクリーンに2.0m以内で映すことが可能
	⑦台形歪み補正	・手動 垂直方向±30度以上 ・手動 水平方向±25度以上
	⑧入力端子	HDMI×1以上，アナログRGB×1以上，音声（ステレオミニジャック）×1以上，ビデオ×1以上
	⑨音声出力	8W以上のスピーカを内蔵
	⑩ランプ寿命	3,500時間以上（省エネモード可）
	⑪省電力及び環境配慮	「グリーン購入法」又は「エコマーク」の各基準のいずれかに適合
	⑫その他	・終了時に電源ボタンを押した後，直ちに電源コードを抜くことができること ・校内LAN教室タブレットと接続できる2mのHDMIケーブルを添付すること（USB変換アダプタ利用可） ・ソフトキャリングケースを添付すること

品目	仕様等	
(10) - 1 校内LANサーバ	①CPU	インテル(R)XeonプロセッサE3-1220v6 以上
	②主記憶装置 (メモリ)	16GB (ECC対応) 以上
	③ハードディスク	・ 2TB以上 ・ RAID及びミラーリングは不要
	④ネットワーク	・ 標準で内蔵 ・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T×2以上
	⑤光学ドライブ	CD-R及びDVD-Rへの読み込み及び書き込みが可能
	⑥インターフェース	RS-232C規格準拠シリアルポート (D-sub9ピン) ×1以上及びUSB3.0ポート×2以上を含むUSBポート×合計6以上
	⑦拡張バス	PCI又はPCI Express×2以上
	⑧OS	Microsoft Windows Server 2016
	⑨キーボード	日本語キーボード (JIS配列又はOADG準拠キーボード)
	⑩マウス	PS/2又はUSBマウス
	⑪形状	タワー型
(10) - 2 サーバディスプレイ	①画面サイズ	17型以上のTFTカラー液晶画面
	②解像度	1,280×1,024ドット以上
(10) - 3 無停電電源装置	①形状	タワー型
	②容量	1000VA/670W以上
	③管理ソフトウェア	・ UPSの状態監視及びスケジュール運転の機能を有するソフトウェア並びにサーバとの接続ケーブルを添付すること ・ 京都市の提示する条件に基づいたスケジュール設定を行うこと

品目	仕様等	
(11) サーババックアップシステム	①外付けハードディスク	容量は6TB以上で、今回調達する「校内LANサーバ」とUSB3.0で接続可能であること
	②バックアップソフト	・ Windowsサーバのシステムリカバリソフトウェアであり、システム丸ごとのバックアップ及びリカバリが可能であること ・ 異なるハードウェア環境や仮想環境であっても、数時間でシステムを回復できること ・ フル及び増分バックアップのスケジュール化が可能であること ・ ファイル及びフォルダ単位でのバックアップ及びリカバリが可能であること ・ バックアップしたイメージは暗号化 (AES128/192/256ビット) して保存できること ・ バックアップソースの世代管理が可能であること ・ Windows Server 2016 に対応すること ・ FTP及びセカンダリディスクドライブへのオフサイトバックアップコピーが可能であること ・ バックアッププロセスに問題が発生した場合、警告メールの送信が可能であること
	③その他	・ 導入後、1年間のメーカー問合せが可能なメンテナンス契約をつけること

2 展開作業必要機器等

調達するパソコン等の設置及び利用において下記の製品が必要となる場合は、特に別途記載のない限り、これらの仕様を満たすものを、作業内容に応じた必要な数量導入すること。

品目	仕様等	
(1) スイッチングハブ	①サポート規格	IEEE 802.3 10BASE-T/ IEEE 802.3u 100BASE-TX/IEEE 802.3x Flow Control (Full Duplex) に準拠
	②ポート	・10/100BASE-Tポート ・オートネゴシエーション (10/100Mbps, 全二重/ 半二重) に対応 ・Auto MDI/MDI-X 機能有
	③電源	外部電源も可とする
	④その他	・通信時に過度なトラフィックが発生したときに、パケットの損失を防ぎ、正常な通信を維持する機能を有すること ・筐体はメタルシャーシ
(2) LANケーブル	規格	・ツイストペア (UTP) ケーブル ・エンハンスドカテゴリ5e以上
(3) OAタップ	①口数	4個口以上
	②定格容量	15A, 125V (1500Wまで)
	③その他	・マグネット付きでスチール製のデスク等に貼り付けが可能なこと ・壁掛けフック及び壁掛け穴を有すること ・抜け止め仕様であること
(4) HDMIケーブル	①コネクタ形状	HDMI (タイプA-19ピン) オス-HDMI (タイプA-19ピン) オス
	②伝送速度	10.2Gbps以上
	③対応解像度	1,920×1,080ドット (1,677万色) 以上及びフルハイビジョンに対応
	④ケーブル形状	3重シールド

リカバリーソフト

初期設定及びトラブル時に対応できるよう，下記のようなリカバリーソフトを用意すること。

品目	仕様等
リカバリーソフト	① マスターPC のディスク内容を同じ構成で作成することができるクローン機能を有すること ② Windows 7/10, Windows Server 2016 に対応すること ③ 32 ビット UEFI 及び 64 ビット UEFI に対応すること ④ ディスクイメージは，ファイルベース，セクターベースを選択可能なこと ⑤ 異なるハードウェア（PC）に対してイメージを展開可能なこと ⑥ PC 名，IP アドレス等も複数の PC に一括設定が可能なこと ⑦ ネットワーク（PXE）ブートで起動ディスク不要なこと ⑧ 米国国防総省規格（DoD5220. 22-M）に準拠した情報抹消ツールがあること ⑨ 導入後 1 年間のメーカー問合せが可能なメンテナンス契約を付けること

展開作業等

項目	作業内容
(1) 展開作業 (一般共通事項)	① 展開作業に係る全ての経費及び必要な事務手続きは、受注者が負担すること。 ② 今回調達するコンピュータ等の搬入及び設置作業において、生徒が学習活動に利用する普通教室に納める機器の設定及び装置作業については、騒音及び安全に配慮し、必ず教育活動を優先させて、スケジュールを構築すること。 ③ データ移行作業は、サーバにおいてのみ発生する。 ④ 今回構築するコンピュータにおいては、マイクロソフトのポリシーに沿った構築及び認証を行うこと。 ⑤ 【別紙 6】の仕様を満たすソフトウェアについて、【別紙 7】に記載している本数分調達し、仕様書に明記しているインストール対象機器に設定して納入すること。また、その他のソフトウェアとして、フリーソフトを含む 10 本程度を、指定するパソコンにインストールして納入すること（調達は不要）。ソフトウェア等の詳細設定は、京都市と協議のうえ決定する。 ⑥ 学校既存の図書館用 Windows パソコン（各校 2～4 台）に対して、導入済みのウイルスバスタークラウドをアンインストールし、今回更新する校内 LAN サーバの VBCorp を利用してウイルスバスターコーポレートエディションをインストールすること。 ⑦ 今回調達する全ての機器に「平成 30 年度 中学校校内ネットワークコンピュータ等整備機器」のシールを作成し貼付すること。また、シールには、市章及び上記表示とともに契約業者名、設定業者名、保守業者名及びそれぞれの連絡先を明示し、シールは容易に剥がせず、表示文字が消えない材質のものとする。 ⑧ 既存ネットワークに接続することとなるため、ネットワークへの接続及び設定に伴い発生する費用は全て受注者の負担とする。 ⑨ 既存の事務系 LAN 接続パソコン(3～4 台)についても、学習系 LAN 接続のサーバへの接続等が、更新前と同様にできるようにすること。 ⑩ 本調達機器の納入後、初期不具合及び運用に関する諸問題があった場合は、速やかに改善すること。また、京都市が不適当と認めた事項についても改善すること。 ⑪ 全ての機器について、納入する前に京都市の設定に関する検査を受けること。 なお、京都市の検査を受けた機器を、任意の 1 校に試験的に納入し、実際に学校のネットワークに接続のうえ、1 週間程度試験運用を行った後、再度、京都市の動作検査を経てモデル機として決定する。その後、設定したモデル機のハードディスクイメージを各コンピュータにインストールして、各学校に展開を行うこと。 ⑫ 全ての OS 及びソフトウェアは、事前に京都市と相談をして了承を得たうえで、契約日時点で判明しているセキュリティホール、バグ等の修正パッチプログラムをインストールした状態で納入すること。 ⑬ メーカープリインストール OS のクローニング作業は禁止とし、クローニングする場合は、ボリュームディスクキットからインストールしたものに限定。 ⑭ 学校事務支援室に納入するコンピュータ等の機器については検証機として活用するため、学校に導入したものと同様の設定を行うこと。 ⑮ 機器の設定作業を終了し、指定場所に納入を完了した後に、全ての機器の設定情報について、紙及び電子データで、京都市に速やかに提出すること。 ⑯ 今回の契約履行のために受注者にて作成し、京都市に提出した成果物の著作権については、京都市に帰属する。そのため、当該成果物の加筆、修正等の二次加工及び第三者への資料提供などについて、異を唱えないこと。 ⑰ 仕様書において詳細に明記することができないような内容並びに設定及び設置作業において発生した疑問点については、必ず、京都市と協議を行い、その決定をもって展開作業を進めること。協議を図らずに展開作業を進めたことによって生じた手直し作業については、受注者の費用負担及び責任において必ず、速やかに行うこと。

(2) 展開作業 (事務系機)	① 京都市指定の設定（OS, ソフトウェア, グループポリシー及びアクセス権等）を行い, 要求するセキュリティポリシーを満たすこと。また, 納入前に設定を施したパソコン及び設定資料を用意し, 光京都ネットサポートデスクからの動作検証及び評価試験を受けること。 ② 本調達仕様以外の納入パソコン固有の機能やソフトウェアについては光京都ネット及び京都市上位ネットワークリソースに対し影響を与えないよう既存ネットワーク機器管理者と協議のうえ, 検証を行うこと。 ③ 校内 LAN 用追加設定として, 京都市が指定する学習系 LAN サーバ内のリソース及びソフトウェアについて, 簡易に利用できるようにプログラム等の開発及び設定を行うこと。通信に必要なポート等を光京都ネットサポートデスクと調整すること。 なお, 設定変更等に必要な費用は全て受注者負担とする。 ④ 京都市が既に契約しているウイルスバスターコーポレートエディション（トレンドマイクロ(株)）, Info Cage（日本電気(株)）, SKYSEA（Sky(株)）, Fogos Pro（システムインテリジェント(株)）及び暗号化ソフトのインストール及び設定作業を行うこと。インストール及び設定は, あらかじめマスターイメージへのインストールができないため, 設置時に 1 台ずつ個別インストールを行うこと。その他, 京都市が指定するフリーソフト（10 本程度）をインストールすること。 ⑤ Fogos Pro 及び暗号化ソフトについては, Fogos Pro 用ログインキー（USB）及び暗号化ソフト用 USB キーを認識させること。 ⑥ 事務系 LAN における, アクティブディレクトリーの設定を行うこと。設定モジュールは京都市が提供する。 なお, 設定内容の詳細については別途提示する。 ⑦ 設置作業後, 下記の動作確認を行うこと。 なお, 動作確認に当たっては, 光京都ネットサポートデスクと連絡を取りながら確認作業を行うこと。 ・ 京都市教育委員会行政情報ネットワークシステムとの接続及び動作確認 ・ 校務支援システム, 光京都イントラ, 学校 CMS 及び教職員庶務事務システムとの接続及び動作確認 ・ ウイルス対策ソフトウェア及びセキュリティ対策ソフトウェアの設定及び動作確認並びにパターンファイル及び検索エンジン更新確認 ・ 各種インストール済ソフトウェアの既定値確認 ・ 学習系サーバにアクセスできることの確認 ・ 学習系パソコンからアクセスできないことの確認 ・ その他, 既存の学校ネットワークである「光京都ネット事務系」の端末として使用できる状態であることの確認 ・ 全ての動作確認項目において京都市と連絡調整し, 正常動作が確認できるまで現地対応を行うこと ⑧ 設置作業前に各機器の管理番号と MAC アドレスとの対応表を提出すること。 ⑨ 納入完了後速やかに, 納入物品に関して, 京都市が機器管理上必要な情報（機器名, 管理番号, シリアル番号, BIOS バージョン, MAC アドレス等）について, 指定の形式のデータで提出すること。 ⑩ 京都市が機器管理を行うために必要な管理番号, 納入年月日等を記載したラベルについて, 付属品を含めた全ての機器に貼った状態で納入すること。また, パソコンについては, 使用上の注意を記載したラベルも貼った状態で納入すること。 ⑪ 管理番号及びラベルサンプルについては, 落札後に京都市から通知する。
--------------------------------	---

調達ソフト仕様書

1 共通事項

- (1) 各ソフトウェアにおいて、アカデミックパックがある場合は、その製品での納入も可とする。
- (2) インストール作業にメディアが必要な場合は、受注者で調達し、納入すること。
- (3) 各ソフトウェアにおいて、仕様書の文中に記載がない場合は、入札日時点の最新バージョンを納入することとするが、導入に当たっては、不具合等の検証を行った後、京都市と相談のうえ決定すること。
- (4) 記載しているバージョンの販売が終了している場合は、後継版での納入も可とする。
- (5) 調達必要数については、仕様内容の文中及び【別紙 7】を参照すること。

2 各ソフトウェアの仕様について

(1) ビジネス用統合ソフトウェア

「Office Standard 2016 Academic Open Business」(日本マイクロソフト㈱)

製品指定とする。インストールするバージョンは京都市が指定する。

インストール対象は校内 LAN 教室タブレット及び校内 LAN 教職員機とする。

(2) サーバアクセスライセンス

「Windows Server Device CAL 2016」(日本マイクロソフト㈱)

製品指定とする。

調達ソフト数量表

仕様番号/学校名	加茂川中	西貢茂中	上京中	中京中	下京中	洛友中	下鴨中	近衛中	勤修中	嵯峨中	西京極中	高雄中	桂中	桂川中	深草中	桃山中	伏見中	春日丘中	学校専務支援室	計
(1)	46	56	47	25	62	18	44	40	52	55	60	15	62	62	42	57	65	48	20	876
(2)	16	20	16	7	21	6	15	13	18	20	22	4	22	21	14	20	23	15	10	303

納入・設定・保守場所一覧

学校名	電話番号	住所
加茂川中学校	492-1884	北区紫竹上長目町5
西賀茂中学校	493-7001	北区西賀茂円峰2-26
上京中学校	431-8151	上京区一条通室町西入東日野殿町395・396
中京中学校	801-3266	中京区西ノ京北聖町51
下京中学校	371-2100	下京区楊梅通新町東入蛭子町120-1
洛友中学校	821-2196	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2
下鴨中学校	781-9181	左京区下鴨泉川町40-1
近衛中学校	771-0007	左京区吉田近衛町26-53
勧修中学校	591-9111	山科区勧修寺平田町92
嵯峨中学校	871-0533	右京区嵯峨新宮町63-2
西京極中学校	315-1531	右京区西京極宮ノ東町1
高雄中学校	872-1286	右京区梅ヶ畑奥殿町36
桂中学校	392-7200	西京区上桂森上町26
桂川中学校	392-9229	西京区下津林東大般若町43
深草中学校	641-6522	伏見区深草西伊達町1-4
桃山中学校	611-0268	伏見区桃山水野左近東町19
伏見中学校	611-5161	伏見区御駕籠町97
春日丘中学校	571-4969	伏見区日野谷寺町50
学校事務支援室	841-3505	中京区西ノ京東中合町1

契約依頼明細書

平成30年度

契約番号 472701

税区分	課税	税率	8.00%
-----	----	----	-------

No. 1	物品番号					金額	¥3,035,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 30年度 パソコン他						
数量	1.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No. 2	物品番号					金額	¥36,420,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 31年度 パソコン他						
数量	12.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No. 3	物品番号					金額	¥36,420,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 32年度 パソコン他						
数量	12.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No. 4	物品番号					金額	¥36,420,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 33年度 パソコン他						
数量	12.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No. 5	物品番号					金額	¥36,420,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 34年度 パソコン他						
数量	12.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No. 6	物品番号					金額	¥33,385,000.0000
品名 規格	教育用コンピュータ 35年度 パソコン他						
数量	11.00	単位	月	単価	¥3,035,000.00		

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			